重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人静和会
小規模多機能ホーム丸子の里　和はは

当事業所が提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容に関し、
様に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1．事業所の概要

（1） 名称等

事業所の名称	小規模多機能ホーム丸子の里　和はは
事業所の所在地	〒421－0115　静岡県静岡市駿河区みずほ2丁目12-7 TEL　054-204-0882　　FAX　054-204-0887
提供サービス種別	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
管理者名	繁田　ひろみ
指定年月日	２０１９年　5月　1日
サービスを提供する通常の実施地域	静岡市

2．事業所の目的と運営方針

１人ひとりの心身の状況要望及び生活環境を考慮し、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるようサポートする。又要支援・要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減も図るものとする。

3．施設の設備概要

定　　員	登録定員　２９名 通いサービスの利用定員　１８名 宿泊サービスの利用定員　７名
食堂及びデイルーム	６９．７３㎡
浴　　室	一般浴槽　特殊浴槽
宿　泊　室	7か所
その他の設備	台所　相談室　２か所　送迎車3台

４．事業所の職員体制

職　　種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管　理　者	1	常勤兼務　１人	介護福祉士
計画作成担当者	1	常勤兼務１人	介護支援専門員
看護職員	1	非常勤兼務　１人	准看護師
介護職員	５人以上	常勤専従　３人以上 非常勤専従　１人以上 常勤兼務　１人以上	介護福祉士

5．サービス提供日及び時間

営業日	３６５日（年中無休）・２４時間
（通いサービス）	３６５日（年中無休）・７：００～２０：００
（訪問サービス）	３６５日（年中無休）・24 時間
（宿泊サービス）	３６５日（年中無休）・２０：００～7：００

６・利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所ではサービス料金については以下の２つがあります。

（１） 介護保険付対象となるサービス料金
（２） 介護保険給付対象とならないサービス料金

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割又は８割・７割）が介護保険から給付されます。通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスの３つのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議したうえで（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

＜サービスの概要＞

・ 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介護を提供します。

食事：食事の準備・介助を行います。（食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）
　　ご利用者が職員とともに調理・配膳することができます。

入浴：入浴又は清拭を行います。
　　ご利用者の状況に応じ、衣類の着脱、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。

排泄：ご利用者の排泄介助を行います。（オムツ代等　実費となります。）

送迎サービス：ご利用者の希望によりご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

・ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や排泄等の日常生活上の介護を提供します。

・ 訪問サービス

利用者の自宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介護を提供します。

訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。自宅周辺での買い物、散歩等も行います。

＜サービス利用料金（１ヶ月あたり）＞　　＊1 単位＝10.33 円

要　支　援　１	３，４５０単位
要　支　援　２	６，９７２単位

要　介　護　１	１０，４５８単位
要　介　護　２	１５，３７０単位
要　介　護　３	２２，３５９単位
要　介　護　４	２４，６７７単位
要　介　護　５	２７，２０９単位

短期利用（一日あたり）

要　支　援　１	４２４単位
要　支　援　２	５３１単位

要　介　護　１	５７２単位
要　介　護　２	６４０単位
要　介　護　３	７０９単位
要　介　護　４	７７７単位
要　介　護　５	８４３単位

・各加算は介護職員等処遇改善加算Ⅰロ（１８．６％）、初期加算、静岡市独自加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、科学的介護推進体制加算、訪問体制強化加算となります。その他、ご利用者の状況により、認知症加算Ⅱ、認知症加算Ⅳ、若年性認知症加算が含まれる場合があります。

・新規登録時及び 30 日を超える入院後に（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合 30 単位／日いただきます。

・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与を介護保険サービスとして利用することができます。

・月途中から登録した場合又は月途中に登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

① 初期加算

初期加算	３０単位／日	事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間について加算

＊サービスを利用していない日であっても加算することになります。

＊30 日を超える入院の後に再び利用を開始した場合も同様です。

② 静岡市独自加算

静岡市独自加算	600 単位／月	認知症介護実践リーダー研修終了者を１名以上配置すること 登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄り、利用者と交流することができる仕組みを設けること（２ヶ月に１回以上地域住民も参加する行事の開催など）

③ 総合マネジメント体制強化加算

総合マネジメント体制強化加算	１200 単位／月	利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時介護支援専門員、介護、看護職員等の他職種の連携を行い小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている。 日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加。 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制の確保。 多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成。 児童福祉施設等と協働し、地域において世代間交流を行っている。

④ サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算 Ⅰ	７５０単位／月	介護福祉士の割合が７０％以上又は勤続１０年以上の介護福祉士率２５％以上

⑤ 認知症加算

認知症加算Ⅱ	890 単位／月	認知症実践者研修修了者を３０％以上配置すること 主治医意見書等において認知症日常生活自立度Ⅲ以上
認知症加算Ⅳ	４６０単位／月	主治医意見書等において認知症生活自立度Ⅱ

⑥ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者受入加算	800 単位／月	65 歳未満の利用者が認知症の診断を受け個別に担当者を設定した場合

⑦　科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算	４０単位／月	ご利用者ごとの心身の状況等を厚生労働省に提出、必要に応じて情報を活用しサービス計画の見直し等行う

⑧　訪問体制強化加算

訪問体制強化加算	１０００単位／月	訪問サービスを担当する常勤の従業者を２名以上配置し、全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が１月当たり延べ２００回以上である場合

（２）その他の費用（介護保険１割負担以外の利用料）

〔宿泊サービス〕

宿泊に要する費用	１日あたり　３５００円

＜食費＞

朝食代	５６０円
昼食代（おやつ代含む）	７６０円
昼食代のみ	６６０円
夕食代	６８０円

＜その他＞

オムツ代等、洗濯代　実費

（３）料金のお支払い方法

・地方銀行（スルガ銀行を除く）信用金庫・農協・郵便局・漁協等からの口座自動引き落としとさせていただきます。＜引き落とし日　毎月１８日＞領収証の発行は、引き落とし確認後となります。

７．サービスの利用方法

（１）利用の変更

・ご利用者の都合により当日の訪問サービス、通いサービスまたは宿泊サービスを変更したい場合には、出来るだけ早く当事業所にご連絡ください。

（２）サービスの終了

ア）ご利用者の都合でサービスを終了する場合

・サービスの終了を希望する 30 日前までに当事業所の職員に相談、またはお電話にてお申し出ください。

イ）当事業所の都合でサービスを終了する場合

・人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の 30 日前までに、文書によりご利用者に通知します。

ウ）自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

・ご利用者が介護保険施設に入所された場合
・ご利用者が長期にわたり入院された場合
・ご利用者の要介護度が非該当（自立）と認定された場合
・ご利用者が亡くなられた時

エ）その他

- 当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、ご利用者やご家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、ご利用者に文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ご利用者がサービスの利用料金を３ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払いがないとき、ご利用者が当事業所に対してこの契約を継続しがたいほど背任行為を行った場合は、文書でご利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

8．サービス利用にあたっての留意事項

・体 調 の 確 認：ご利用当日の体調の確認をされ、無理のないようにしてください。
・利用時間の変更：ご利用時間の変更を希望される場合は、当事業所の職員にいつでもご相談ください。
・設備・器具の利用：施設内の設備・器具を利用する時は、安全・衛生面に気をつけてご利用願います

9．サービスの内容

当事業所が利用者様に提供するサービスは以下のとおりです。

ご利用の曜日：　日・月・火・水・木・金・土

内　容：

□訪問サービス
□通いサービス
□宿泊サービス
□生活相談
□その他(　　)

○　サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、ご利用者にわかりやすいように説明いたします。

○　サービスの提供に用いる設備・器具等については、安全・衛生に注意を払います。

１０．担当の職員

ご利用者を担当する計画作成担当者は　有馬　倫子　です。

１１．緊急時の対応方法

サービスの提供中にご利用者の体調の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族・主治医・協力医療機関等へ連絡いたします。

１２．非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	非常災害対応マニュアルを作成して全職員に周知させています。
近隣との協力関係	自治会等の防災訓練に参加して協力体制を常にとっています。
平常時の防災訓練等	年２回、ご利用者及び職員参加の防災訓練を実施。
防　災　設　備	福祉施設として消防法に定められた防災設備を完備。

１３．ハラスメント防止

（1）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 11 条第１項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の２第１項の規定に基づいたセクシャルハラスメントやパワーハラスメント、法律第 30 条の２第３項の規定に基づいたカスタマーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

（2）利用者及びその家族はサービス利用にあたって、次の行為を禁止します。

①職員に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為等）

②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）

③職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

④職員に対するカスタマーハラスメント（大声でのクレーム、 人格を否定されたと感じるような暴言、ミスについての過大な謝罪や金銭補償要求、施錠や言動によって退室を妨害するような行為等）

＊上記のような内容があった場合、もしくはそのような危険を職員が感じた場合は、理由のいかんに関わらず利用の中断、契約を解除する場合があります。

１４．苦情処理

ご利用者は、当事業所の小規模多機能型居宅介護サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。ご利用者は、当事業所に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口

担　　当	繁田　ひろみ
電話番号	０５４－204－0882

当施設ご利用相談室	ご利用時間　毎日午前９時～午後５時 ご利用方法　電話　０５４－２６８－５０８０ 面接　静岡市駿河区みずほ２丁目１２－７ 苦情解決責任者 成岡　桂子（静岡グループ　グループ長） 苦情担当責任者 小作　徳光（静岡市駿河区長田地域包括支援センター長） 山村　明敏（特別養護老人ホーム　丸子の里　事務長）
第三者委員	徳山　あゆ子　（長田西地区民生委員・児童委員協議会会長） 電話　０５４－２５８－５３３３ 池ヶ谷　恵子（長田東地区民生委員・児童委員協議会会長） 電話　０５４－２５７－０７９５ ※敬称略

苦情につきましては、まず当小規模多機能ホーム丸子の里　和ははの担当者にご納得いくまでご相談ください。また、丸子の里苦情申し立て体制もご利用できます。
それでもご納得できない場合は、ご利用者の住民票のある市町村や国民健康保険団体連合会窓口に、苦情を申し立てることができます。

連絡先

静岡市役所介護保険課　　０５４－２２１－１０８８
静岡県国民健康保険団体連合会　　０５４－２５３－５５９０

１４．施設評価について

毎年事業所の職員による「自己評価」を行い、ご家族代表、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員等により構成される運営推進会議において、第三者の観点からサービスの評価「外部評価」を受けております。
また自己評価の結果及び外部評価結果は、市または地域包括支援センターに提出します。

２０　　年　　月　　日

（事業所）

(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所　在　地　　静岡市駿河区みずほ丁２丁目１２－７

名　　称　　小規模多機能ホーム丸子の里　和はは

説　明　者

（ご利用者）

私は本書面に基づいて事業者から、重要事項の説明を受けました。

住　所

氏　名

（代理人）

住　所

氏　名